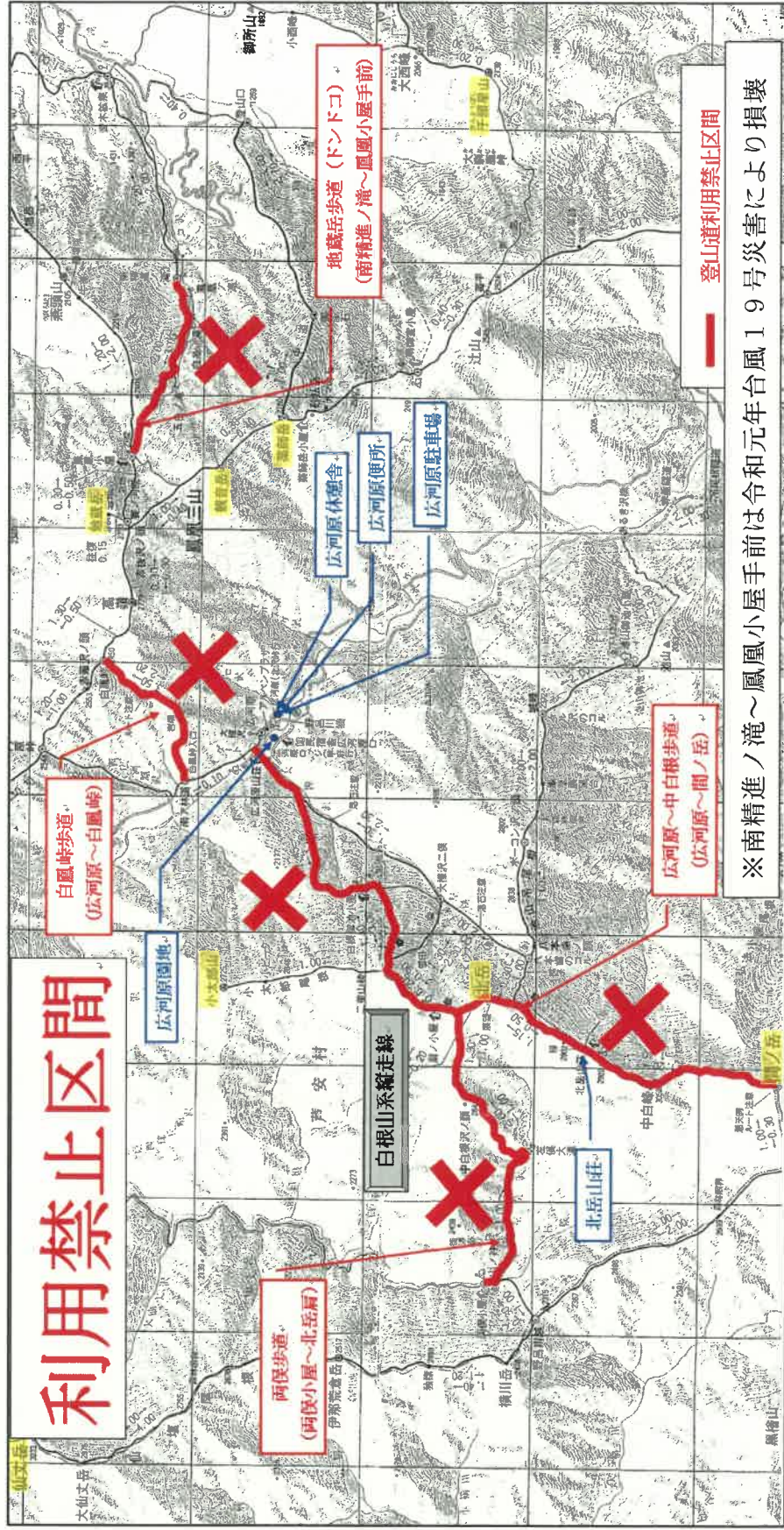


【登山道の利用禁止区間案内図】

【別紙】



ただし、次の者は利用禁止の対象外とする。

- ・ 山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務に従事する者
- ・ 山岳遭難を未然に防止するための業務に従事する者
- ・ 山小屋、避難小屋、売店その他登山の利便のための施設の運営に従事する者
- ・ その他、公益性が高いと認められる業務で山梨県登山の安全の確保に関する条例施行規則第2条で定める業務に従事する者